

## 謝金支払規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会（以下、当協会という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定める。

### (支払対象者及び業務内容)

第2条 謝金の支給対象者、対象業務の内容及び謝金の基準支払金額については、別表に掲げる通りとする。

- 2 支給対象者が当協会の役員である場合、基準支払金額によらず收受金額の70%の謝金を支払うことができる。
- 3 別表に記載のない役務の提供に対して支払う場合、基準支払金額は業務ごとに理事会で決議するものとする。

### (支払方法)

第3条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、本人の申し出により、本人の所属する会社等の組織に支払うことができる。

### (費用)

第4条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当協会の旅費規程を準用して支払うものとする。

- 2 当協会が依頼した業務に関連して、支給対象者が前項以外に負担した費用については請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

### (源泉徴収)

第5条 謝金の支払に際して、当協会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

### (受託・助成事業)

第6条 外部諸機関・諸団体からの受託・助成事業で、その機関・団体において謝金の支給に関する規程がある場合は、その規程に従って謝金の支給を行うことができる。

### (その他)

第7条 別表に掲げる基準に関わらず特別な事情がある場合、事務局長は、当該者の知

名度・経験、講義の内容・難易度等を勘案し、支払金額を別に定めることができる。

2 前項に従い、支給金額を別に定めた場合、事務局長は会長の承認を得なければならない。ただし、別表に掲げる基準から、1件の支払につき50%以内の範囲で、支払金額を増減した場合は、この限りではない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は2022年3月23日から施行する。(2022年3月23日理事会議決)

<別表>

謝金支払規程第2条に規定する謝金の支給対象者、対象業務の内容及び謝金の基準支払金額は以下のとおりとする。(金額は消費税を含む)

支給対象者	対象業務	基準支払金額
審査委員	審査会への出席 (実働3時間を超える場合)	30,000円/回
	同 (実働3時間以内の場合)	20,000円/回
	書面による審査	2,000円/件

支給対象者	対象業務	基準支払金額
講師等	講演・研修会の講師 (実働2時間を超える場合)	50,000円/回
	講演・研修会の講師 (実働2時間以内の場合)	30,000円/回
	討論会の進行役、討論者 (実働2時間を超える場合)	50,000円/回
	同 (実働2時間以内の場合)	30,000円/回

支給対象者	対象業務	基準支払金額
執筆者等	取材レポートの作成	20,000円/件
	原稿の寄稿	2,000円/400字
	講演/研修等の記録確認	
	イラスト・図	1,000円/点

※実働とは拘束時間ではなく、実際の対象業務に従事した時間を指す。

以上